

## 新潟みずほ福社会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を7%以上にする

女性職員・・・取得率を100%にする

<対策>

- 令和2年4月～男性も育児休業を取得できることを周知するため、対象職員に対して制度の周知を図り、育児休業取得者から、体験をもとにした講習会を実施する。